

仕 様 書

(再度公告入札)電子黒板3台の賃貸借

1	仕様書	1 頁
2	応札仕様書	2 頁
3	賃貸借契約書（案）	3 ～ 6 頁

仕様書

物件名 (再度公告入札) 電子黒板3台の賃貸借

1 仕様詳細

部品名	項 目	仕 様	基本性能・条件
ディスプレイ	パネル	サイズ	65V型
		最大解像度	3,840×2160以上
		輝度	450cd/m2以上
		視野角度	左右178° / 上下178° 以上
	タッチパネル	タッチパネル	赤外線遮断検出方式
		タッチ操作	20点以上
		接続端子	USB(2.0若しくは3.0準拠)
		タッチペン	付属×1以上
	入力端子	映像	HDMI×2以上 DisplayPort×1以上
	出力端子	音声	3.5mmミニステレオジャック×1
	入出力端子	有線LAN	RJ45×1以上
		無線LAN	IEEE 802.11 b/g/n/a/ac以上
		USB	USB2.0×1以上、USB3.0×2以上、USB-C×1以上
スタンド※		スピーカー出力	10W+10W以上
		その他付属物	リモコン×1、電源コード×1、 HDMIケーブル(5m)、Lightning - Digital AVアダプタ
		幅(mm)	800以上
		奥行(mm)	800以上
		高さ(mm)	1,400以上

※納入するディスプレイに適したスタンドを選定すること。

2 納入期限等

- (1) 納入期日 令和7年7月31日
- (2) 納入物品 電子黒板、スタンド、その他指定する物品等
- (3) 納入場所
 1. 場所: 西部総合県民局県土整備部(三好) 祖谷整備担当(西祖谷詰所) 住所: 三好市西祖谷山村一宇364
 2. 場所: 南部総合県民局県土整備部(美波) 住所: 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
 3. 場所: 南部総合県民局県土整備部(那賀) 住所: 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
- (4) 借入期間 令和7年8月1日から令和8年1月31日まで

3 借入条件

- 徳島県(以下「甲」という。)と契約者(賃貸者)(以下「乙」という。)は、以下の条件で賃貸借を行う。
- (1) 借入電子黒板等の引渡し費用及び借入期間満了又は契約解除による引取り費用については、乙の負担とする。
 - (2) 賃貸借料は、令和7年8月1日から起算する。
 - (3) 乙は、電子黒板等の賃貸借料について、毎月、前月分の端末の賃貸借料の支払いを甲に請求するものとする。
 - (4) 電子黒板等が引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。

4 保守要件について

- (1) 保証期間 賃貸借期間と同じ
- (2) 保証対象となる事例
 - 自然故障
 - 次に掲げる事象を含み、偶然な事故により、保証期間中に対象端末に生じた損害、破損及び損傷
 - ・ 自然災害(洪水・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・落雷・水災等) ※地震・津波・噴火に起因するものは除く。
 - ・ 盗難

5 保守方法

- (1) 保証対象に破損等が生じた場合は、無償で取引修理を行うか、又は正常に動作する電子黒板との交換を行うこと。
 - (2) 交換、修理に必要なパーツや技術料等についても無償であることとする。
 - (3) 国内にメーカー修理工場又は提携修理業者を有すること。
- ※故障内容を確認するメーカー規定の調査診断料も保証対象とすること。

6 その他

- (1) 運搬、搬入、引取り、設置、セットアップ作業の経費を含む。
- (2) 電子黒板は他端末(iPad等)の画面をディスプレイに投影する際、電子黒板の機能を有していること。
- (3) 納入前には必ず建設管理課担当者と打ち合わせすること。
- (4) 納入場所へ納入した際には、職員に操作説明を実施すること。
- (5) 調達された電子黒板等の書類は、一括して建設管理課へ提出すること。
- (6) 契約終了後は、乙の負担により端末内に保存されているデータをNSA推奨方式等により完全に消去し、それらの適切な処理を行ったことを示す文書を提出すること。

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所

商号

代表者役職・氏名

担当者名

連絡先電話番号

ファクシミリ

E-mail

徳島県が行う「(再度公告入札)電子黒板3台の賃貸借」の入札については、次の仕様等で応札します。

1 総括表:応札機種等の型番(オプションがある場合は、そのメーカー名及び型番についても詳細に明記すること。)

本体	メーカー	型番

2 仕様詳細等

部品名	項目	仕様	基本性能・条件	可否	カタログ等	判定
ディスプレイ	パネル	サイズ	65V型			
		最大解像度	3,840×2160以上			
		輝度	450cd/m2以上			
		視野角度	左右178° /上下178° 以上			
	タッチパネル	タッチパネル	赤外線遮断検出方式			
		タッチ操作	20点以上			
		接続端子	USB(2.0若しくは3.0準拠)			
		タッチペン	付属×1以上			
	入力端子	映像	HDMI×2以上 DisplayPort×1以上			
	出力端子	音声	3.5mmミニステレオジャック×1			
	入出力端子	有線LAN	RJ45×1以上			
		無線LAN	IEEE 802.11 b/g/n/a/ac以上			
		USB	USB2.0×1以上、USB3.0×2以上、USB-C×1以上			
スタンド※		スピーカー出力	10W+10W以上			
		その他付属物	リモコン×1、電源コード×1、 HDMIケーブル(5m)、Lightning - Digital AVアダプタ			
		幅(mm)	800以上			
		奥行(mm)	800以上			
		高さ(mm)	1,400以上			

※納入するディスプレイに適合したスタンドを選定すること。

3 特記事項

- (1)仕様書内容を遵守し、履行する上で必要なすべての諸経費は落札者の負担とする。
- (2)納入した機器に問題がある場合は、責任をもって解決できる体制があること。
- (3)落札者は、落札後に納品機器の一覧を提出し、納品の方法について打合せを実施すること。
- (4)本仕様書に定めのない事項又はこの仕様に関する疑義が生じたときは、徳島県と協議の上、必要な事項を決定すること。

可否	カタログ等	判定

※応札仕様書作成上の注意事項

- (1)詳細仕様を確認できる公式の資料(カタログ、機能証明書等)を添付し、記号(A、B、C…)を付記すること。
- (2)総括表の該当部分には、「本体メーカー」及び「本体の型番等」を記載すること。
- (3)詳細仕様の各部分には、実現の「可否」を記載し、「カタログ等」欄には当該資料の記号及びページ番号(例:カタログ「A」の10ページ目に記載されている場合は、「A10」)を記載すること。
- (4)「判定」欄には何も記載しないこと。

電子黒板賃貸借契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が所有する電子黒板の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約の条項及び電子黒板賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところに従って、乙の所有する電子黒板を甲の使用に供し、甲は、これを賃借する。

（要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 電子黒板の詳細 仕様書のとおり
- （2） 賃貸借料 月額 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇、〇〇〇円）
- （3） 納入期日 令和7年7月31日
- （4） 納入場所 別途建設管理課が指定する場所
- （5） 契約保証金 免除

（契約の期間）

第3条 契約の期間は、令和7年8月1日から令和8年1月31日までとする。

（賃貸借料の支払）

第4条 乙は、電子黒板の賃貸借料について使用月の翌月初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して、30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

（電子黒板の引渡し）

第5条 借入電子黒板の引渡しに要する費用は、乙の負担とする。

（管理上の注意）

第6条 甲は、善良なる管理者の注意をもって電子黒板を管理するものとする。

（端末の保守）

第7条 電子黒板故障時等の保守については、仕様書に定めるところによるものとする。

（保険）

第8条 乙は、電子黒板について、乙の費用で動産総合保険を付保する。ただし、甲の故意又は重大な過失により損害が発生し、動産総合保険によって損害が補償されない場合は、甲がその損害を乙に補償する。

（立入権及び秘密保持）

第9条 乙（乙の指定する者を含む。次項においても同じ。）は、電子黒板の納入及び引取りのため、電子黒板の納入場所に立ち入ることができる。

2 乙は、前項の立入りに際して得た甲の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても、また同様とする。

3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の事前の承諾なく秘密情報を必要最小限の範囲において開示することができるものとする。

（1）法律の要請により開示する場合

（2）弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

（3）乙の親会社

（4）再委託先

4 乙が前項の第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者の行為について乙が責任を負うものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（電子黒板の引取り）

第11条 この契約に基づく賃貸借が終了した場合又は電子黒板の一部を変更した場合において、電子黒板の全部又は一部が不要になったときは、乙の責任と負担において電子黒板を引き取り、電子黒板内に保存されているデータを甲が指定する方法により消去し、それらの適切な処理を行ったことを示す文書を提出すること。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

（1）乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

（2）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（3）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

（4）契約条項に違反したとき。

（5）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は甲の受けた損害を賠償しなければならない。

（契約の内容変更）

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができるもの

とする。

2 甲及び乙は、物価の変動、その他特別の事情により賃貸借料の額が著しく不当となった場合は、その実情に応じ、甲乙協議の上、賃貸借料の額を変更することができるものとする。

(情報セキュリティ要件)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 徳島県

徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（管理体制）

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

（従事者等の特定）

第3 乙は、この契約による業務を行う従事者及び作業範囲を特定し、着手前に書面により甲へ提出しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行う従事者が情報資産を管理する甲の執務室等に入出入りする場合は、個人を特定できる身分証明書等を第三者が目視できるよう携帯させなければならない。

（作業場所の特定）

第4 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

（情報資産の種類と範囲、アクセス方法）

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

（業務従事者への周知及び教育）

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（情報の適正な管理）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（再委託の禁止）

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（情報資産の返却及び廃棄）

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（報告）

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

（情報セキュリティインシデントの公表）

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。